



資料

- 1 諮問書・答申書
- 2 田村市総合計画審議会条例
- 3 田村市総合計画審議会委員名簿
- 4 田村市総合計画策定委員会規程
- 5 総合計画策定の経過

18田企 第648号
平成18年10月27日

田村市総合計画審議会
会長 土方吉雄様

田村市長 富塚宥暲

田村市総合計画について（諮問）

田村市総合計画審議会条例（平成17年7月1日条例第202号）第2条の規程に基づき、次に掲げる事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 別冊「田村市総合計画（案）」

平成18年11月27日

田村市長 富塚 宥 暲 様

田村市総合計画審議会
会長 土方 吉雄

田村市総合計画について（ 答 申 ）

平成18年10月27日付け18田企第648号で諮問のあった田村市総合計画については、慎重に審議した結果、諮問案のとおり決定することを適当と認める。

なお、この計画に基づく施策の実施にあたっては、以下の点について配慮されるよう要望する。

記

1. 諮問事項の審議にあたっては、委員全員により審議を重ねたものであり、審議過程における意見等に十分留意のうえ、計画の実現に努められたい。
2. 本計画は、本市が市政を施行して初めての総合計画であることから、その目標と施策の方向性について広く市民に周知を図るとともに、市民との協働により「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ～はつらつ高原都市 田村市～」の具現化に努められたい。
3. 本計画の実施にあたっては、本市を取り巻く社会経済状況や時代の潮流変化に的確に対応した効果的・効率的な施策展開に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携を図りつつ健全な財政運営に取り組まれたい。

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、田村市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定その他必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 市政に関心を持つ市民

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

3

田村市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	団体・役職名等	氏 名	備 考
各種団体の代表者	滝根地区地域審議会代表	中 島 貞 夫	
	大越地区地域審議会代表	遠 藤 庄 二	
	都路地区地域審議会代表	菊 地 英 雄	
	常葉地区地域審議会代表	佐久間勇寿毛	
	船引地区地域審議会代表	石 井 恵 美 子	
	たむら農業協同組合代表理事組合長	安 藤 善 凱	
	船引町商工会長	吉 田 美 政	
	田村市行政区長会連合会長	星 達 夫	副 会 長
	田村市消防団長	佐 久 間 俊 一	
	田村医師会長	奥 秋 盛 美	
	田村市校長会長	堀 越 正 文	
	田村市 PTA 連合会長	箱 崎 伸 平	
	船引町商工会女性部長	井 出 ミ ツ 子	
学識経験者	日本大学工学部 建築学科 助教授	土 方 吉 雄	会 長
	学校法人 若草学園 理事長	牧 公 介	
	元郡山市企画部長	佐 藤 裕	
	元県中マスタープラン策定委員	呑 田 理 美 子	
市政に関心を持つ市民	公募委員	浦 山 英 士	
	公募委員	中 田 静 夫	

(平成17年11月10日訓令第107号)

(設置)

第1条 田村市総合計画の策定及び田村市総合計画の改訂(以下「計画策定」という。)についての基本的な事項その他必要事項を協議するため、田村市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画策定についての方針、基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (2) その他計画策定についての重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は助役をもってあて、委員は、部長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育委員会教育次長、行政局長の職にあるものをあてる。

(幹事)

第4条 委員会に専門的事項を調査検討させるため、幹事若干名をおく。

- 2 幹事は本庁関係課長、行政局地域振興課長等とし、委員長が指名する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、企画調整部長の職にあるものがその職務を代理する。
- 3 委員会は委員長が招集する。委員長が必要と認めたときは、委員会に幹事を出席させることができる。
- 4 委員長は細部の連絡調整、企画立案のため必要に応じ幹事のみ会議を開催することができる。

(指示、報告)

第6条 委員会は必要に応じ市長の指示を求め、かつ重要な会議の結果を委員長から報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は企画調整部企画調整課において所掌する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(1) 委員

No.	役職	職名	氏名	備考
1	委員長	助役	鹿俣 潔	
2	委員	総務部長	相良 昭一	
3	委員	企画調整部長	郡司 健一	
4	委員	生活福祉部長	秋元 正信	
5	委員	産業建設部長	塚原 正	
6	委員	議会事務局長	白石 喜一	
7	委員	教育委員会教育次長	宗像 泰司	
8	委員	滝根行政局長	青木 邦友	
9	委員	大越行政局長	吉田 良一	
10	委員	都路行政局長	新田 正	
11	委員	常葉行政局長	白石 幸男	
12	委員	船引行政局長	佐藤 輝男	

(2) 幹事

No.	職名	氏名	備考
1	総務課長	佐藤 健吉	
2	財政課長	助川 弘道	
3	税務課長	吉田 拓夫	
4	観光交流課長	白土 哲二	
5	生活環境課長	渡辺 貞一	
6	保健課長	加藤 与市	
7	福祉課長	小沼 鉄太郎	

No.	職名	氏名	備考
8	産業課長	坂本 謹威知	
9	建設課長	宗像 正嗣	
10	下水道課長	渡辺 行雄	
11	出納室長	佐藤 長	
12	議会事務局総務課長	渡辺 新一	
13	教育総務課長	鈴木 喜治	
14	学校教育課長	佐久間 光春	
15	生涯学習課長	堀越 則夫	
16	農業委員会事務局長	根本 徳位	
17	水道事業所長	助川 俊光	
18	滝根行政局地域振興課長	佐藤 昭隆	
19	大越行政局地域振興課長	石井 春一	
20	都路行政局地域振興課長	今泉 清司	
21	常葉行政局地域振興課長	荒井 久雄	
22	船引行政局地域振興課長	荒井 卓	

(3) 庶務（企画調整課）

No.	職名	氏名	備考
1	課長	橋本 隆憲	
2	主任主査	七海 茂	
3	主査	吉田 和之	
4	主査	加藤 清吉	
5	主査	村越 久哲	

※職・氏名は策定時（平成19年3月）のものとした。

5

総合計画策定の経過

平成17年度

平成17年 7月 1日	総合計画審議会条例の制定
平成17年10月28日	総合計画策定業務委託（ランドブレイン（株））
平成17年11月10日	総合計画策定委員会規程の制定
平成17年12月 1日	第1回総合計画策定委員会 ・総合計画策定にあたっての基本的な考え方について ・今後の進め方とスケジュールについて
平成18年 1月26日	総合計画策定委員会幹事会の指名
平成18年 2月 7日	第1回総合計画策定委員会幹事会 ・総合計画策定にあたっての基本的な考え方について ・今後の進め方とスケジュールについて ・総合計画策定に関する調査について
平成18年 3月20日	第2回総合計画策定委員会幹事会 ・基本構想骨子案について

平成18年度

平成18年 4月 3日	第2回総合計画策定委員会 ・基本構想骨子について
平成18年 4月26日 ～4月28日	総合計画策定に係る本庁舎各課ヒアリング
平成18年 6月14日	総合計画策定に係る基本計画素案の確認
平成18年 7月24日	総合計画策定に係る各行政局ヒアリング
平成18年 8月10日	第3回総合計画策定委員会幹事会 ・基本構想及び基本計画（素案）の調整について
平成18年 8月18日	第3回総合計画策定委員会 ・基本構想及び基本計画（素案）の調整について
平成18年 8月30日	第1回総合計画審議会 ・総合計画審議会委員の委嘱 ・総合計画審議会条例について ・基本構想及び基本計画（素案）の概要について
平成18年 8月31日	都路地区地域審議会 ・総合計画（素案）について

平成18年 9月 4日	常葉地区地域審議会 ・総合計画（素案）について
平成18年 9月 6日	船引地区地域審議会 ・総合計画（素案）について
平成18年 9月 7日	大越地区地域審議会 ・総合計画（素案）について
平成18年 9月 8日	滝根地区地域審議会 ・総合計画（素案）について
平成18年10月20日	第4回総合計画策定委員会幹事会 ・総合計画（案）の調整について
平成18年10月25日	第4回総合計画策定委員会 ・総合計画（案）の決定について
平成18年10月27日	第2回総合計画審議会 ・総合計画（案）について（諮問）
平成18年11月27日	第3回総合計画審議会 ・総合計画（案）について（答申）
平成18年11月28日	総合計画を庁議決定
平成18年12月 5日	市議会に総合計画（基本構想）を提案
平成18年12月15日	市議会で総合計画（基本構想）を議決



田村市総合計画

発行日 平成19年3月

発行 田村市

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字馬場川原 20

電話 0247-81-2111 (代表)

ホームページ <http://www.city.tamura.lg.jp>

編集 田村市企画調整課